

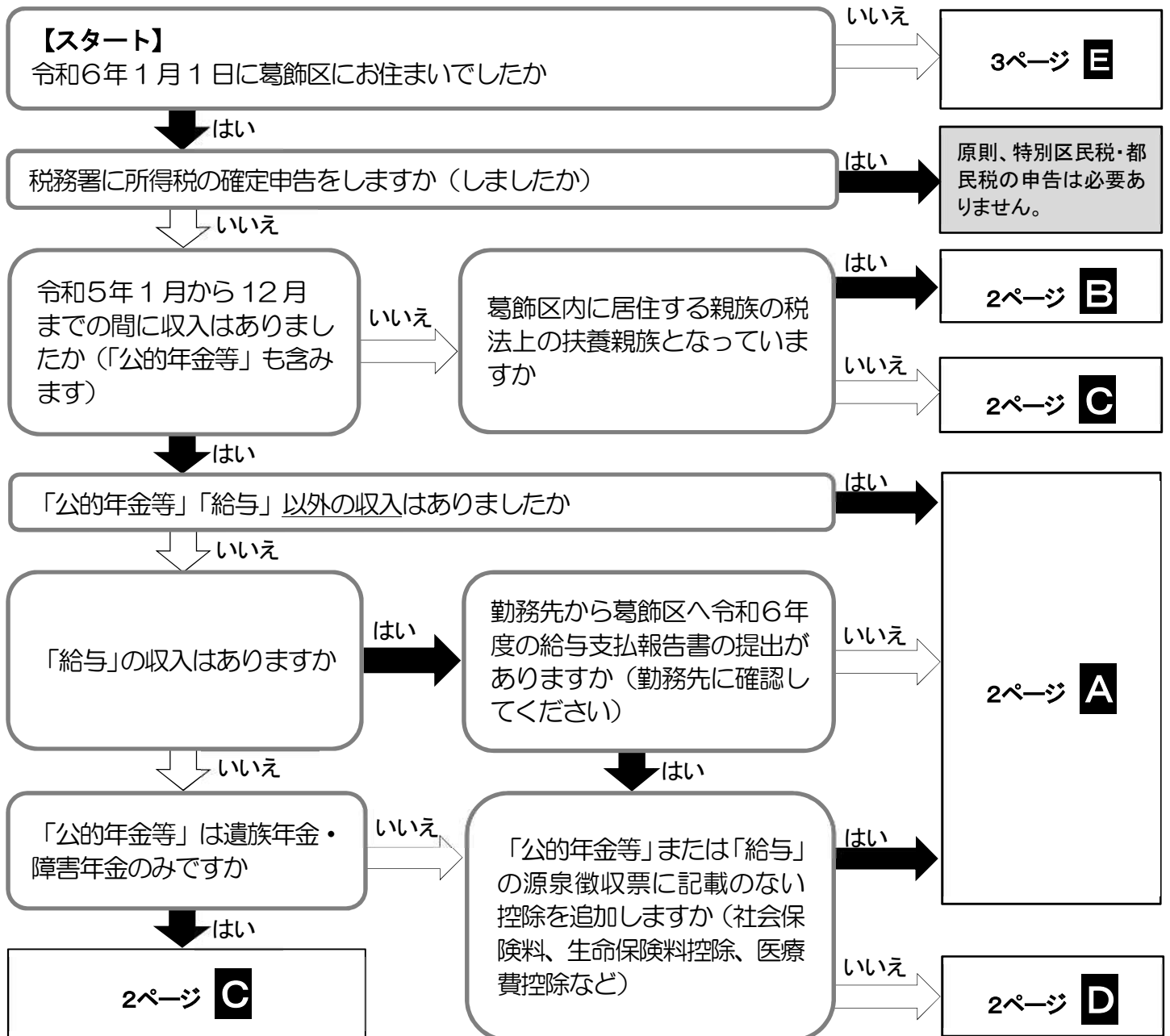
令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き



申告期間は、**令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで**です。

- 混雑緩和のため、**郵送による申告(3ページ参照)**にご協力ください。
- 申告期限後であっても申告は受け付けますが、**特別区民税・都民税の決定および、課税・非課税証明書の交付が遅れる場合があります。**

下の質問の、はい ➡ いいえ ⇨ にそって進んでいただいた結果を参考に、申告が必要な方は特別区民税・都民税の申告書をご提出ください(なお、結果によっては申告が不要な場合もあります)。



(問い合わせ先) 葛飾区役所 税務課 課税係

電話03(5654)8550【直通】

電話03(3695)1111【代表】

(所得税について) 葛飾税務署

電話03(3691)0941【音声案内】

(個人事業税について) 台東都税事務所

電話03(3841)1271

A 収入があり、申告が必要な方

次のア～ウのいずれかに該当する方は、区役所で特別区民税・都民税の申告が必要です。6～13ページを参照し、申告書に記入してください。なお、税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所への特別区民税・都民税の申告は不要です。

- ア 給与収入があり、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書の提出がされていない方（提出の有無は勤務先にご確認ください）
- イ 給与、公的年金等の収入があり、源泉徴収票に含まれていない控除を追加する方
- ウ 給与、公的年金等以外の収入がある方で、税務署での確定申告の必要がない方 など

【税務署で所得税の確定申告が必要となる方】 詳しくは税務署にお問い合わせください。

- * 給与、公的年金等以外の収入がある方で、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が、所得控除金額を超える方
- * 給与所得があり、次のア～エに該当する方
 - ア 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - イ 給与以外の所得金額が20万円を超える方
 - ウ 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - エ 退職等により年末調整を受けていない方
- * 公的年金等の収入金額は400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- * 医療費控除や住宅借入金等特別税額控除などにより、所得税の還付を受ける方

など

B 葛飾区内に居住の親族の税法上の扶養親族となっている方

【B-1】申告が必要な方

所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

この場合、収入が少なかった（なかった）旨の申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

【B-2】申告が不要な方

上記【B-1】以外の方

C 収入がなかった方・少なかった方

【C-1】申告が必要な方

次のア～カのいずれかに該当する方は、申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

- ア 収入が遺族年金・障害年金のみの方
- イ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方
（保険料の算定や高額療養費等の給付に影響があります）
- ウ 都営住宅にお住まいの方
- エ 児童手当などを受けている方
- オ 何らかの理由で非課税決定が必要な方
- カ 所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

【C-2】申告が不要な方

上記【C-1】以外で、収入がなかった・少なかった場合は、特別区民税・都民税の申告義務はありません。ただし、申告しない場合は未申告となるため、再度区から申告書や申告を促す通知等が郵送される場合があります（その場合も申告書の提出は不要です）。

D 課税資料が葛飾区に届いているため、申告が不要な方

次のアまたはイに該当する方は、課税資料（給与支払報告書、年金支払報告書）により特別区民税・都民税を計算するため、申告不要です。ただし、課税資料に記載されていない控除を追加する場合は、申告が必要です。

- ア 給与収入のみで、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書が提出されている方
（提出の有無については、勤務先にご確認ください）
- イ 公的年金収入のみの方

■ 1月1日に葛飾区にお住まいでない方

1月1日現在にお住まいだった区市町村へお問い合わせください。

なお、1月1日に葛飾区に住民登録があるが、実際は海外にお住まいの方は、申告書の「16 単身赴任・海外出張をしている方」に記入し、申告してください。

申告のしかた

**混雑緩和のため、郵送による申告にご協力ください。
混雑時は整理券を配付するなどの入場制限を実施します。**

【郵送で申告する場合】

(1) 申告書を記入します。

収入がなかった方・少なかった方 → **5ページ**を参照し、記入してください。

収入があった方 → **6～13ページ**を参照し、記入してください。

* 後日連絡することもありますので、**電話番号等の連絡先は必ず記入してください。**

(2) 申告に必要なもの（4ページを参照）を用意します。

* 個人番号確認書類、身元確認書類は、コピーをご用意ください。

* 身元確認書類として「公的医療保険の被保険者証の写し」を添付する場合、**写しの「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。**

(3) 申告書と(2)で用意したものを同封の緑色の封筒に入れ、「簡易書留」で郵便局の窓口から郵送します。

* 封筒に入りきらない場合は、大きめの封筒をご用意ください（この場合、郵送料は申告される方の負担となります）。

* **書類は原則として返却しません。**返却を希望される場合は、どの書類を返却するのかを書いたメモと返信用封筒（宛先を記入し切手を貼ったもの）を同封してください。

【窓口で申告する場合】

下表の会場・日程で受け付けます。**なお、混雑を避けるため、各会場で整理券を配付するなどの入場制限を実施する場合があります。なるべく郵送での申告にご協力ください。**

申告会場	日 程	受付時間
葛飾区役所 2階区民ホール	2月16日（金）～3月15日（金） （土・日・祝日を除く）	午前9時から 午後4時30分
水元地区センター	2月19日（月）、2月20日（火）	
東四つ木地区センター	2月20日（火）	
新小岩北地区センター	2月21日（水）、2月22日（木）	
金町地区センター	2月26日（月）、2月27日（火）	
柴又地区センター、堀切地区センター	2月29日（木）、3月1日（金）	
高砂地区センター、新小岩地区センター	3月4日（月）、3月5日（火）	
亀有地区センター	3月7日（木）、3月8日（金）	

※2月25日（日）は休日開庁日のため、葛飾区役所2階区民ホールで午前9時から正午まで受け付けます。

申告に必要なもの

* 申告の資料として、課税（非課税）証明書を提出する必要はありません。

① 申告書

② 個人番号確認書類（申告者本人のもの）

「マイナンバー（個人番号）カード」「通知カード（※）」「個人番号記載の住民票」のうち、いずれか1点

※ 通知カードは、記載事項に変更がない、又は正しく変更手続きがとられているものに限ります。

③ 身元確認書類（申告者本人のもの）

次のAの中から1点 または Bの中から2点

A（1点が良いもの）	B（2点必要なもの）
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー（個人番号）カード ● 運転免許証 ● 運転経歴証明書 （平成24年4月1日以降のものに限る） ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳） ● 在留カード ● 特別永住者証明書 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険の被保険者証 ● 年金手帳（国民年金手帳） ● 各種年金証書 ● 税金等の領収書、公共料金の領収書 （領収日から3か月以内） ● 生活保護受給証明書 ● 国または地方公共団体が発行した受給者証、 医療証、医療券 ● 官公署または公的機関が送付・発行した氏名、 生年月日または住所が記載されている書類 <p style="text-align: right;">など</p>

該当する身元確認書類をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

④ 令和5年中の収入金額がわかるすべての書類【コピー可】

例) 年金収入の方は、令和5年分の公的年金等の源泉徴収票

例) 給与収入の方は、令和5年分の給与所得の源泉徴収票

⑤ 控除に関する書類（該当するもののみ。詳しくは10～13ページをご覧ください。）

国民年金（基金）保険料の「控除証明書【原本】」又は「領収書【コピー可】」

「医療費控除の明細書」、高額療養費などの給付金額がわかるもの【コピー可】

* 領収書での受付はできません。必ず明細書を添付してください。

* 「医療費通知【原本】」を提出する場合で、医療費通知に記載の医療費以外がないときは明細書は省略できます。

生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料などの「控除証明書【原本】」

「身体障害者手帳」や「障害者控除対象者認定書」など【コピー可】

海外在住の扶養親族への「親族関係書類【原本】」「送金証明書【コピー可】」 など

「寄附金領収書【原本】」、「寄附金受領証明書【原本】」 など

代理申告について

窓口にお越しになる方が本人と同一世帯ではない方（代理人）の場合は、次のア～ウの書類が必要です。

ア 上記①、②および④、⑤の書類

イ 代理人の身元確認書類（内容は上記③と同様。コピーをとらせていただく場合があります。）

ウ 代理権確認書類

任意代理人の場合 … 委任状【原本】

法定代理人の場合 … 戸籍謄本、後見人等の登記事項証明書、その他資格を証明する書類【いずれも原本】

委任状の様式は葛飾区公式HPに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）

以下の手順にしたがって記入してください。

- (1) 申告書に氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・マイナンバー(個人番号)等を記入してください。
1月1日の住所と現住所が異なる場合は、現在の住所も記入してください。

【例】

1月1日現在の住所	葛飾区 立石 5-13-1		業種又は職業	無職
現在の住所	1月1日と同じ方は記入不要		電話番号	03-3695-1111
フリガナ	カツシカ タロウ	生年月日	個人番号	113456789012
氏名	葛飾 太郎	明・大・昭・平・令 61.2.2	世帯主の氏名	世帯主との続柄
			葛飾 太郎	本人

- (2) 申告書裏面左下の「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」の該当箇所に○をつけ、必要事項を記入します。

前年の1～12月の間に少額でも収入があった方は、源泉徴収票・給与明細書を同封していただくか申告書裏面左上「7 給与所得の内訳」に令和5年中の収入金額を記入してください。

【例】

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)～(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方

住所 葛飾区 立石 5-13-1

氏名 葛飾 寅雄 続柄 父

電話番号 03-3695-1111

(2) 右記の年金等を受けていた。
(老齢年金は、表面中の公的年金の欄に記入してください。)

① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金
④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()

受給額 _____ 円

(3) その他((1)～(2)に該当しない方)
(前年中どのように生計をたてていたか記入してください。例「貯金で生活していた」)

- (3) 扶養している方がいる場合は12～13ページを参考に申告書表面左側「㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除」、「㉓ 扶養控除」に記入します。他にも「㉗㉘ ひとり親・寡婦控除」、「㉙ 障害者控除」に該当する場合は、忘れずに記入してください。

特別区民税・都民税が課税されない方

次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する方

- (1) 令和6年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 本人が障害者、ひとり親、寡婦、未成年(平成18年1月3日以降の出生の方で未婚の方)で令和5年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 令和5年中の合計所得金額が次に該当する方
- (扶養親族がいない方)
合計所得金額 ≤ 35万円 + 10万円
- (扶養親族がいる方)
合計所得金額 ≤ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) の人数 + 10万円 + 21万円

7 給与所得の申告

給与所得の源泉徴収票を添付する場合は、記入不要です。

月	日	給付日数	収入金額(月収)	社会保険料
1			274.351	
2			262.662	
3			258.553	
4			253.451	
5			255.030	
6			261.010	
7			254.631	
8			270.359	
9			256.687	
10			262.203	
11			247.652	
12			281.369	
賞与等			575.600	
合計			3.713.558	

8〜10の欄を参照してください。

8 事業・不動産に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	葛飾区△△1-1-1	1.101.500	960.555	

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年	日収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

該当する所得がある場合は、収入、必要経費等をそれぞれ記入してください。

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種目	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡					
一時					

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハの金額を表面のニに記入してください。右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住
葛飾 梅子	ラジル リオテジャネイロ O□	<input type="checkbox"/> 配属者 □30歳未満又は70歳以上 □留学者 □障害者 □38万円以上の支払

申告書表面「㉓ 扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記入された扶養親族のうち、別居している方がいる場合は氏名等を記入してください。

15 事業税に関する事項

非課税所得など	種類	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日

13 事業専従者に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事者給与月額(控除額)	給与月額
合計					

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)~(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

(2) 右記の年金等を受けていた。(老齢年金は、表面キの公的年金の欄に記入してください。)

① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金
④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()

受給額 _____ 円

(3) その他((1)~(2)に該当しない方)
(前年中どのように生計をたてていたか記入してください。例「貯金で生活していた」)

16 単身赴任・海外出張をしている方

勤務先名 _____ 電話 _____

赴任先 _____

勤務先所在地 _____

赴任先住所 _____

赴任期間 年 月 日 ~ 年 月 日(予定)

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名 _____ 続柄 _____ 生年月日 _____

特別障害者に該当する場合 _____ 級 _____ 個人番号 _____

別居の場合住所 _____

収入・所得

申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に記入します。

営業等（記載欄 申告書表面 1収入金額等・ア 2所得金額・①）

⇒ 事業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優・ホステスなど

必要経費 商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、事業所得内訳書も添付してください。

農業（記載欄 申告書表面 1収入金額等・イ 2所得金額・②）

⇒ 農業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 種苗代、肥料代など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、事業所得内訳書も添付してください。

不動産（記載欄 申告書表面 1収入金額等・ウ 2所得金額・③）

⇒ 家賃・地代などによる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、不動産所得内訳書も添付してください。

利子（記載欄 申告書表面 1収入金額等・エ 2所得金額・④）

⇒ 日本国外に預けた預金の利子等。通常は、利子の申告は不要です。

配当（記載欄 申告書表面 1収入金額等・オ 2所得金額・⑤）

⇒ 株式の配当、剰余金の分配などの収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 株式などの元本を取得するための負債の利子

* 非上場株式等および上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要な場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

* 申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄にも記入してください。

給与（記載欄 申告書表面 1収入金額等・カ 2所得金額・⑥）

⇒ 給与、賞与などによる収入の合計金額

給与所得の金額は「給与所得の速算表」を参照してください。（記入省略可）

* 源泉徴収票のない方は、申告書裏面「7 給与所得の内訳」欄に収入金額、会社名等を記入してください。

* 収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です（交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます）。

* 勤務が短期間であった場合は、給与収入欄に記入するほか、勤務期間以外の生計をどのようにたてていたかを、申告書裏面の「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」に記入してください。

給与所得の速算表

給与収入金額の合計	給与所得金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額の合計 －550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

給与収入金額の合計	給与所得金額
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \times 2,400 + 100,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	$A \times 2,800 - 80,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	$A \times 3,200 - 440,000$ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額の合計 $\times 0.9$ －1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額の合計－1,950,000円

※ $A = \text{収入金額の合計} \div 4,000$ (円未満切捨)